

# 富里市ごみの減量・リサイクル協力店実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店を富里市ごみの減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等との相互協力によるごみの減量・リサイクル運動の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 富里市ごみの減量・リサイクル協力店(以下「協力店」という。

(認定要件)

第3条 協力店として市長の認定を受けようとする者は、別表に掲げる要件の二つ以上を備えていなければならない。

(申込み)

第4条 店舗等が認定を受けようとするときは、協力店申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第5条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第3条の認定要件の該当項目について審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査により協力店とする認定をしたときは、協力店認定証(第2号様式)を交付する。

(協力店の義務)

第6条 協力店は、認定要件となったごみの減量・リサイクル活動の内容が周知されるよう必要な措置を講じなければならない。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、協力店が第3条の認定要件に基づく行為をやめたとき、又は、不適格と認めたときは、認定の停止又は取消しをすることができる。

(調査)

第8条 市長は、協力店のごみの減量・リサイクル活動の状況を把握するための調査を行うことができる。

(市の義務)

第9条 市長は、認定をした協力店が広く市民に周知されるよう広報活動に努めなければならない。

(補則)

第10条 その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年12月 1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月 1日から実施する。

第2号様式



## 別表

## ごみの減量・リサイクル協力店認定要件

No	要件
1	店舗から排出したごみは分別し、資源化を促進している。
2	包装を簡易なものにしている。
3	買い物袋持参の運動をしている。
4	飲料用紙パックの回収をしている。
5	食品用トレイの回収をしている。
6	蛍光管の回収をしている。
7	古紙の回収をしている。
8	乾電池の回収をしている。
9	ハンガーの回収をしている。
10	買換品の引取りをしている。
11	エコマーク付き商品を販売している。
12	生ごみ処理機器の販売をしている。
13	消費者に対するごみの減量化、資源化の呼び掛けをしている。
14	従業員への環境教育を推進している。
15	店舗内において、再生紙、トイレトペーパー、ティッシュペーパー等の再生品や詰め替え製品の利用を促進している。
16	その他、ごみの減量化・リサイクル活動をしている

第1号様式

平成 年 月 日

ごみの減量・リサイクル協力店申込書

富里市長 様

申請者 住 所

氏 名

富里市におけるごみの減量・リサイクル活動の趣旨に賛同し、下記のとおりごみの減量・リサイクル店としての認定を受けたく申込をします。

記

店舗名			
所在地	富里市		
代表者名		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
活動事項	----- ----- ----- ----- -----		